

新全国犯罪被害者の会



(New National Association of Crime Victims and Surviving Families)

犯罪被害者の補償を求めて

新全国犯罪被害者の会（新あすの会）

代表幹事 岡村 勲

2000年1月23日、全国の犯罪被害者が、飯田橋・東京ボランティア市民活動センターに集まりました。一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、どこからの援助もなく声を上げることすらできずに、耐え忍んできた犯罪被害者が、堰を切ったように語り合う熱気の中、全国犯罪被害者の会は立ち上がったのでした。通称を『あすの会』としたのは、「今日は苦しい。しかし、明日はきっと良くして見せる」という会員の意気込みを表したものです。

北海道から沖縄までの署名活動、二度にわたるヨーロッパ調査、内閣総理大臣をはじめ各方面への働きかけを行い、犯罪被害者等基本法の成立、犯罪被害者等基本計画の閣議決定、被害者参加制度・損害賠償命令制度・被害者参加人のための国選弁護制度の創設、参加被害者への旅費日当の支給、犯罪被害者等給付金の増額、凶悪犯罪に対する公訴時効の廃止・大幅延長、少年審判の傍聴、公的懸賞金制度の創設などの成果を収め、2018年6月3日に解散しました。

しかし、被害者は、犯罪によって大きな経済的損害を受けます。被害者が民事訴訟で損害賠償を勝取っても、加害者の多くは、被害者に支払いません。加害者が刑事裁判で有罪となり刑務所にいることも原因の一つですが、出所した後も支払いません。

諸外国における犯罪被害者救済のための補償金を調べたところ、国民1人当たりの負担額に直すと、フランス742円、ドイツ592円、イギリス354円、アメリカ142円であり、日本は僅か6円（総額8億円）です。

一方、加害者のための負担総額は、刑務所関係で2,360億円、保護観察関係で270億円、合計2,600億円強になり、被害者への負担のなんと300倍以上です。

そこで、2022年3月26日、犯罪被害者は再び集り、新全国犯罪被害者の会（新あすの会）を設立し、次の決議をしました。

- 1 加害者に対する損害賠償債権を国が買い取り、国が加害者から回収する。
- 2 加害者が死亡したり、特定できないときなどは、損害賠償請求権を国が買い取る。
- 3 被害者の治療、介護、自宅改造などは、国が現物給付する。
- 4 被害の実情を記載し、必要な支援を受けるための被害者カードを発行する。
- 5 被害者に寄り添う人的組織を作る。
- 6 被害者対応を一元的に総括する犯罪被害者庁を設立する。
- 7 上記1から6までを実現するために、200億円の予算を確保する。

新全国犯罪被害者の会は、この目的を達成する団体です。

ご支援を心よりお願い申し上げます。

規約（抜粋）

（名称）

第1条 本会は、新全国犯罪被害者の会（New National Association of Crime Victims and Surviving Families）という。

2 本会の通称名を「新あすの会」とする。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、東京都23区内に置く。

（定義）

第3条 犯罪被害者（以下「被害者」という）とは、次の者をいう。

- ① 犯罪により生命を失った者の遺族
- ② 犯罪により身体に被害を受けた者
- ③ 上記①②の近親者

（目的）

第4条 本会は、以下の事項を目的とする。

- ① 被害者の損害回復制度の確立
- ② 被害者庁の設立
- ③ 犯罪被害者等基本法の改正
- ④ その他前各号に関連する事項

（会員）

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- ① 正会員 被害者
- ② 特別会員 当会設立の趣旨、目的に賛同し、その実現に熱意を有する者で、幹事会が特に入会を承認した者

（入会）

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、代表幹事の承認を得なければならない。

（役員）

第8条 本会は、役員として、幹事および会計監査を若干名置き、幹事のうちの1名を代表幹事、3名を副代表幹事とする。

（財務）

第22条 本会の財務は寄付金による。

（事務局）

第25条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

運営の基本

【会員】

正会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、代表幹事が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する方も、特別会員として入会することができます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄附金のお振込み先

三菱東京UFJ銀行 本店
(普) 2524283

新全国犯罪被害者の会
代表幹事 岡村 勲 (オカムラ イサオ)

連絡先

〒100-8698
日本郵便株式会社
銀座郵便局 JPタワー内分室
郵便私書箱2346号

TEL : 03-3201-2070
E-mail asunokai@navs.jp
U R L <http://www.navs.jp>



新全国犯罪被害者の会 創立大会 決議

第1決議 犯罪被害者等の加害者に対する損害賠償債権を国が買い取り、国が回収を行う制度の創設を求める。

〔理由〕 犯罪被害者等は、損害賠償請求によって被害を回復されるべき立場にありながら、訴訟を起こして賠償を命じる判決を得ても、収監され、財産を持たない加害者からは支払われず、犯罪による被害は全く回復されていない。また、このように実現可能性が乏しいことや、加害者のことを怖れるなどの理由から泣き寝入りを強いられる現状にある。国による被害回復の実現を確保する制度が必要である。

第2決議 損害賠償請求訴訟を起こせない場合にも、損害賠償請求権を国が買い取る制度の創設を求める。

〔理由〕 加害者が自殺したり、特定できないなど、損害賠償請求訴訟すら起こせない犯罪被害者等も少なくない。こうした被害者等を救済する必要がある。

第3決議 犯罪被害者等の病院での治療、入通院交通費、介護、介護用品、義手義足、自宅改造などを、国が現物給付する制度の創設を求める。

〔理由〕 犯罪被害者等は、犯罪被害によってたちまち直面する困難により、平穏な生活を取り戻すどころではなく、最低限の生活も困難になる。犯罪被害者等が最低限の人間らしい生活を確保するために現に必要なものについて、犯罪被害者等に金銭的負担をさせず、国が直接負担する制度が必要である。

第4決議 犯罪被害者等に対し、被害の内容、治療情報等を入力した犯罪被害者カードを発行し、犯罪被害者等は、そのカードの提示により、すべての支援が受けられる制度の創設を求める。

〔理由〕 犯罪被害者等は、精神的・身体的に極限まで辛い状態に置かれている。しかし、各種手続を行うため、思い出すこと自体が耐え難い被害の状況を何度も繰り返し説明させられる。せめて、その負担を軽減する制度が必要である。また、第3決議の現物支給制度の運用のため

めにも、犯罪被害者カードの発行は必要不可欠である。

第5決議 仮釈放された加害者に保護観察官や保護司がつくのと同じく、犯罪被害者等に寄り添ってくれる人的組織の創設を求める。

〔理由〕 犯罪被害者等が直面する問題は、多方面で、しかも長期にわたる。精神的・身体的に困難な状況にある犯罪被害者等にとって、たらい回しにされず1箇所で、いつまでも寄り添うように相談にのってくれる組織が必要である。

第6決議 犯罪被害者庁の設立を求める。

〔理由〕 第1ないし第5決議で求めた制度を実効的に実施する役割を担うためには、犯罪被害者等に関する施策全体を見渡し、一元的に統括する機能を持つ組織が不可欠である。

第7決議 当面年間200億円規模の予算を確保するよう求める。その財源について、罰金を利用することの検討も求める。

〔理由〕 第1ないし第6決議で求めた施策を実質を伴って実施するには、相当の予算確保が不可欠である。対象者の大多数が加害者に当たる刑務所での収容や保護観察に国が負担する費用は2600億円を超える。加害者との比較においても、また、我が国よりも小さい経済規模でありながら犯罪被害者等に対して数百億円の財政支出を行っている諸外国との比較においても、せめて200億円程度の予算確保を求める。

以上のとおり決議する。

令和4年3月26日

新全国犯罪被害者の会（新あすの会）

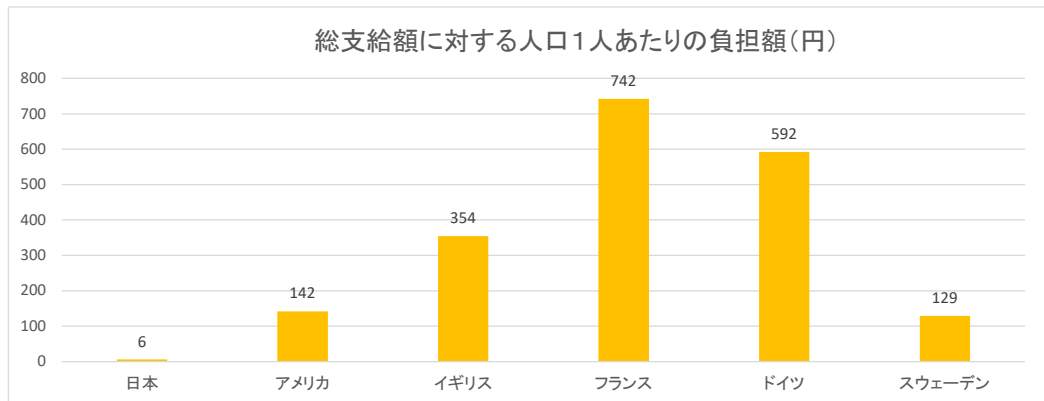
補償額に関する諸外国との比較

令和4年3月16日

白井孝一作成

以下は、各国がウェブサイトで公表している数字を基に、算出したものである。

| | 日本 | アメリカ | イギリス | フランス | ドイツ | スウェーデン |
|-------------------------|--------------------|---|--|---|---|--|
| 人口 (1百万人未満切り捨て) | 1億26百万人 (2020年) | 3億31百万人 (2020年) | 67百万人 (2020年) | 67百万人 (2020年) | 83百万人 (2020年) | 1000万人 (2020年) |
| 総支給額 (1千万円未満切り捨て) | 8億2千万円 (2020年) | 471億3千万円 (2019年) ※1ドル=115.56 円換算 | 237億5千万円 (2020年) ※1ポンド= 154.91円換算 | 497億4千万円 (2020年) ※1ユーロ= 130.2円換算 | 492億1千万円 (2020年) ※1ユーロ= 130.2円換算 | 12億9000万 (2021年) ※1スウェーデン クローナ=12.29 円換算 |
| 日本の人口比に修正 した場合の総支給額 | 8億2千万円 | 178億 92百万円 | 446億 04百万円 | 934億 92百万円 | 745億 92百万円 | 162億 54百万円 |
| 1人あたりの負担額 (1円未満切り捨て) | 6円 | 142円 | 354円 | 742円 | 592円 | 129円 |



○犯罪被害者等基本法

(平成十六年十二月八日)

(法律第百六十一号)

第百六十一回臨時国会

第二次小泉内閣

改正 平成二六年 六月二五日法律第七九号

同 二七年 九月一日同 第六六号

犯罪被害者等基本法をここに公布する。

犯罪被害者等基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮する

とともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗^{ちよく}状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講

ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(平二六法七九・一部改正)

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六・一部改正)

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第六七号で平成一七年四月一日から施行)

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。